

名張市都市計画審議会委員(市民公募委員)募集要領

1. 募集の目的

都市計画審議会のより公正な運営の確保と透明性の向上、並びに市政への市民参画を進めるため、名張市自治基本条例第30条第1項に基づき、市民公募委員を募集します。

2. 募集人員

3名

3. 応募条件

令和8年8月1日現在で、以下の条件をすべて満たす人

- (1) 18歳以上の市民であること
- (2) 平日に開催する審議会に参加できること
- (3) 他の附属機関等の委員でないこと
- (4) 本市の職員又は市議会の議員でないこと

4. 任期

委嘱の日から令和10年7月31日まで

5. 募集方法

「名張市都市計画審議会市民公募委員申込書」に必要事項と小論文《論文テーマ：「応募の動機」と「あなたが考える名張市の特色をいかしたまちづくりとは」》(800～1,000字程度)を記入のうえ、名張市役所4階 都市整備部 都市計画室へ本人が持参もしくは郵送して下さい。

6. 募集期間

令和8年6月15日(月)から6月26日(金)まで(必着)

7. 郵送及び問合せ先

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地
名張市役所4階 都市整備部 都市計画室
電話 0595-63-7764

8. 選考

「選考委員会」を組織し、小論文の内容や男女の構成比率等を総合的に考慮して選考を行い、選考結果については、応募者に書面をもって通知します。

なお、公募及び選考の結果、定数に満たない場合又は任期の途中で欠員が出た場合には、別に市長が選任できることとします。

9. その他

都市計画に関する資料(名張市都市マスタープラン、名張市立地適正化計画、名張市総合都市交通マスタープラン等)は、名張市のホームページに掲載しています。

《参 考》

【都市計画審議会の設置】

都市計画は、都市の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制限を加えるものであります。そのため、都市計画法では、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を定める前に、その案について調査・審議することとしています。

【主な審議案件】

- 土地利用に係る用途地域、地区計画、高度地区、準防火地域などの決定・変更
- 都市施設に係る公園、道路、墓園、下水道、ごみ焼却場、火葬場などの決定・変更
- 市街地開発事業に係る土地区画整理事業などの決定・変更

【開催実績】

平成16年度(1回1案件)、平成17年度(0回)、平成18年度(1回1案件)、
平成19年度(1回2案件)、平成20年度(0回)、平成21年度(3回4案件)、
平成22年度(0回)、平成23年度(2回2案件)、平成24年度(1回1案件)、
平成25年度(1回2案件)、平成26年度(0回)、平成27年度(0回)、
平成28年度(0回)、平成29年度(1回1案件)、平成30年度(2回4案件)、
令和元年度(2回2案件)、令和2年度(2回4案件)、令和3年度(0回)
令和4年度(1回1案件)、令和5年度(1回1案件)、令和6年度(1回2案件)
令和7年度(0回)

【関係法令】

都市計画法第77条の2(市町村都市計画審議会の設置)
都市計画法関連政令第3条第2項(市町村都市計画審議会の組織)
名張市都市計画審議会条例第2条第1項第3号(審議会組織)
名張市自治基本条例第30条第1項(審議会等)